

聖公会教育財団と立教学院

鈴木勇一郎

はじめに

現在、立教学院には立教小学校、立教池袋中学校・高等学校、立教新座中学校・高等学校、立教大学の各校があり、いずれも学校法人立教学院が経営している。同じ学院に属するのであれば、一つの法人の傘下にあるというのが通常の姿で、多くの人々はそれに疑いを抱くということもないはずだ。

しかし立教学院の場合、その経営母体との関係を歴史的に見た場合、必ずしもこうした原則があてはまるわけではない。これまで立教学院の経営母体は、米国聖公会の日本伝道の責任者であるジョン・マキムの個人経営から財団法人聖公会教育財団を経て財団法人立教学院とい

う変遷を遂げてきたと見られてきた。

例えば大島宏は、(一九三一年の財団法人立教学院成立以前は)「立教大学および立教中学校は聖公会神学院とともに財団法人聖公会教育財団によって経営されていた^①」と述べている。つまり一九二二年の大学令による認可を契機として、立教大学と立教中学校は聖公会教育財団(日本聖公会聖公会財団を改称)の傘下に入り、同財団(聖公会教学財団)は、立教学院(立教大学と立教中学校)および聖公会神学院を経営していたと考えていることがわかる。

こうした見解は大島に限られたものではなく、立教大学の経営主体の変遷について検討した豊田雅幸も、財団法人立教学院の設立の目的を「立教の経営(大学と中学

校」と神学校の経営とを分離するため⁽²⁾として、このことから、同様の見解をとっているように読める。このように財団法人立教学院が設立される以前は、聖公会教育財団が立教学院を運営していたというのが、現在の関係者の共通認識となっているようだ。

しかし、一九九〇年代に立教の歴史を研究していた中野実は（財団法人立教学院の成立によって）「聖公会神学院は独立した財団法人となり、代わりに私立立教学院立教中学校が加わった⁽³⁾」と述べているように、聖公会教育財団は聖公会神学院と立教大学だけを運営しており、立教中学校は別の経営だったと認識していた。

当時、立教学院を構成していたのは立教大学と立教中学校だが、財団法人聖公会教育財団のもので一体的に経営されていたのか、それとも大学と中学校は別々に経営されていたのかでは、その性格はかなり異なったものとなるのは明らかである。

そこで本稿では、聖公会教育財団時代の立教学院の経営主体について、史料を基に再検討するとともに、そこから浮かび上がる立教学院の特徴について検討してみたい。

1、聖公会教育財団の名称変更と 財団法人立教学院

一九三一年六月七日、それまで立教大学と聖公会神学院を運営してきた財団法人聖公会教育財団は、文部省に名称と寄附行為変更の認可を申請しているが、その際の手書類には次のように記している。

「財団法人聖公会教育財団ニ於テ立教大学及聖公会神学院ヲ経営シ来リシガ今般立教学院（立教大学、立教中学校）ノミヲ経営致ス事ニ相成候⁽⁴⁾」

前段を読む限りでは、聖公会教育財団が運営してきたのは、あくまで立教学院ではなく、立教大学だけだったと読める。ただ後段に目を向けると、それまでにも立教学院を運営し、今回、聖公会神学院を分離して、立教学院（立教大学、立教中学校）を運営するようにしたと読むこともできる。ずいぶん紛らわしい書き方で、読み手に戸惑いを与えることは確かだ。

しかし、次に挙げた理由から立教中学校は、聖公会教育財団が経営していたものではないと筆者は考える。

① 聖公会神学院設立の際の申請書類では、聖公会教育財団の財産を「大学分」と「聖公会神学院分」に分割しており、中学校は入っていない⁽⁵⁾。

② 国立公文書館や東京都公文書館に所蔵されてい

る中学校関係の公文書でも、一九三一年までの設置認可関係の申請書類は「立教学院立教中学校設立者ジョン、マキム」の名前で出されており、聖公会教育財団の名前は確認できない。一方、同時期の立教大学関係の公文書は、「聖公会教育財団理事長ジョン、マキム」の名前で出されている。

③ 一九二五年に立教中学校が、築地から池袋に移転してきた際にも、その敷地は、在日本エピスコパル宣教師社団から無償貸与を受けており、聖公会教育財団の財産を使用してはいない^⑧。

④ 一九三一年七月には「今般立教学院立教中学校設立者ジョン、マキムヲ財団法人立教学院ニ変更致度候」と申請している。その際には、「中学校基本金、不動産、動産ハ総テ旧設立者ニ於テ財団ニ寄附ス」と説明されており、立教中学校の財産が財団法人立教学院に寄附されたものとみることができ^⑨。

さらに財団法人立教学院が成立した直後の一九三一年九月の『立教学院校友会報』には次のような記事がある。「大学と中学校は兄弟の關係にあり乍ら、総ての点に独立した二つの学校の形態を呈して居たのであるが、それが今回新に財団法人立教学院が設定されたことに依っ

て、一挙に解決さるゝに到つた^⑧」

ここでははっきりと財団法人立教学院成立前には、立教大学と立教中学校が異なつた経営体に属していたことが記されている。従つて、一九二二年から一九三一年まで立教学院のうち、聖公会教育財団が経営していたのは立教大学だけで、立教中学校はマキムが個人で設立者となつての経営が続いていたことはまちがいないだろう。

なお、プロテスタント系のキリスト教学校の団体である基督教教育同盟会に、立教は当初「立教学院」として加盟していたが、大学が聖公会教育財団の傘下に入つた後の一九二四年には、立教大学と立教中学校がそれぞれ別々に加盟するようになっていた。この体制は財団法人立教学院が成立して以降、戦時中まで続いた^⑨。

2、日本聖公会教団と聖公会教育財団

では、この間立教大学を経営していた聖公会教育財団とはどのような組織だったのだろうか。同財団は一九一一年に設立された日本聖公会教団を前身としているが、その設立について聖公会神学院の沿革史は次のように記している。

「東京三一神学校は米ミッションに支えられ、聖教社神学校は専らS・P・Gの資金を以て支えられて加うる

にピカステス主教奨学金、ロンドン、クライストチャーチ寄附金等によつて後援されていたのであるが、聖公会神学院が設立されるや、明治四十四年八月二十二日、財団法人日本聖公会教学財団が設けられて学院の経営主体となつた。¹⁰⁾

教学財団を設立したのは、それまでアメリカ系、イギリス系が別々に経営していた神学校を統合して聖公会神学院を創設するためであつた。従つて、同財団の理事のほとんどはアメリカ、イギリスから派遣されてきていた宣教師が務めていた。¹¹⁾ つまり聖公会神学院はアメリカ系とイギリス系が共同で経営に参画するといふところに大きな特徴があつたのである。

この教学財団が聖公会教育財団へと衣替えしたのは、一九二二年の大学令による立教大学の設置がきっかけだつた。一九一一年の私立学校令改正で、中学校および専門学校は財団法人が設置するように定められていたが、大学令による大学も財団法人に依ることが求められており、立教大学が大学令によつて認可を得るためには、それまでのマキムによる個人経営ではなく財団に依ることが必要だつたのである。

この時に、なぜ立教学院単独で財団を設立するのではなく、それまで聖公会神学院を経営していた聖公会教学財団の経営に移すようになったのか、その理由は現在のところ

分らないが、教学財団は立教大学を経営するにあつて寄附行為を「一般的教育事業ヲ経営スルタメ」として、法人の目的を「基督教神学ノ教授其他教育事業」から「学校ノ経営」と変更した。¹²⁾

また、この際に立教中学校を教育財団の経営に包摂しなかつた理由もよく分らない。先にも触れたように、新たに大学令による大学の設置認可を得ようとすれば、財団に依ることが要求されていたが、中学校についても一九一一年の私立学校令の改正で財団の設立が必要となつていた。もちろん立教中学校はそれ以前に認可を得ているので直接の対象ではないが、大学が聖公会教育財団の傘下に入った時は、中学校も財団の経営に変更するにはちょうど良い機会だつたように思える。だが、なぜか中学校は個人による経営のままといふことになつた。いずれにせよ一九二二年以降、両校は「立教」と冠するだけで、法的には別の経営主体によつて運営されるという体制となつたことは確かである。

なお、この際正式名称を大学は、立教学院立教大学から私立立教大学に変更しているが、中学校は依然として立教学院立教中学校と称していたので、一見すると大学はこの時に「立教学院」の構成校ではなくなつたようにも見える。もちろん中学校の設立者マキムは聖公会教育財団理事長も兼ねているので、最終的には同一の経営者

に帰属するのだが、制度上は中学校と大学が別々の経営主体で運用するという、すっきりしない体制となったのかについては、残念ながら今後の課題とせざるを得ない。

3、聖公会教育財団の構成校

一九二二年以降、聖公会教育財団が経営することになった学校は、聖公会神学院と立教大学だったが、その体制は固定されていたわけではなく、かなり流動的なものだった。

香蘭女学校は、英国国教会の宣教団体SPG系のミッション・スクールとして一八八八年に創立されたが、一九二七年七月に聖公会教育財団に合併されている。¹³⁾ところが三年後の一九三〇年には新たに財団法人香蘭女学校を設立して教育財団から独立している。¹⁴⁾教育財団への合併と独立の要因も現在のところよく分らないが、少なくとも約三年にわたって、立教大学と聖公会神学院、香蘭女学校は同じ経営母体に属す一方、立教中学校は別の経営母体に属していたのである。

また、結局実現はしなかったが、英国国教会の宣教団体CMS系のミッション・スクールであった大阪の桃山中学校も聖公会教育財団に入ること検討が進んでい

た。桃山の場合、財団を設立にすることにした最大の理由は私立学校令だった。先にも触れたように一九一一年に改正された同令は、中等学校以上の経営を財団法人に担わせることを求めていたからである。結局、大阪の学校が東京に本部のある法人の傘下に入ることは好ましくないなどの理由から、最終的には単独で財団法人桃山中学校を設立することになったが¹⁵⁾、聖公会神学院、立教大学、香蘭女学校、桃山中学校は同じ経営母体で、立教中学校は違っていたということも十分に考えられることだったのである。

4、財団法人立教学院の構成校

先にも触れたように一九三一年に財団法人立教学院が設立されて、立教大学は立教中学校とともにその傘下に入ったが、これによって体制が確定したということに興味するものではなかった。財団法人立教学院設立以降もどの学校が立教学院を構成するのかをめぐって、さまざまな動きがあった。

その一つが立教高等女学校の合併問題である。立教学院と同じアメリカ聖公会のミッション・スクールであった立教高等女学校は、長らくマキムが設立者を務めていたが、彼の死後、財団法人の設立が検討されるように

なった。当初は、立教高女を立教学院に合併することで話が進み、⁽⁶⁾財団法人立教学院では、一九三七年一二月の理事会で同校の合併するための寄附行為変更案を決議した。だがその後、立教高等女学校は独自に財団法人立教女学院を設立することにしたので、結局、立教高等女学校が立教学院の構成校となることはなかった。⁽⁷⁾

もう一つは、戦時中の医学部の設置問題である。これは、財団法人立教学院が聖路加国際病院を経営していた財団法人聖路加国際メデカルセンターを合併することで、立教大学医学部を設置するという計画であった。この時も財団法人立教学院と財団法人聖路加国際メデカルセンターの理事会が合併で合意し、文部省に対して医学部の設置認可申請書を提出するところまでこぎつけた。だが、最終的に病院を所管する厚生省の了解が得られず、実現には至らなかった。⁽⁸⁾この場合も、立教は大学の医学部だけでなく、聖路加国際病院も傘下に収めることになったはずであり、実現していれば、現在の立教学院の姿とは大きく異なる構成となったことはまちがいない。このように「立教学院」のあり方は決して固定的なものではなく、可変的でさまざまな選択肢があったことがわかる。

なお、聖公会教育財団を名称変更して財団法人立教学院が成立した結果、それまで教育財団が経営してきた聖

公会神学院の経営は分離され、新たに財団法人聖公会神学院を設立して経営に当たることになった。⁽⁹⁾同財団法人は、アメリカ系とイギリス系双方の宣教師が理事となっていたが、財団法人立教学院は、米国聖公会ミッションのメンバーが理事に就任することになっており、再び米英共同の経営を脱してアメリカ聖公会単独の経営に戻ったということを意味した。

それと同時に以前は米国聖公会から派遣されていた監督マキムが直接掌握していたのに対して、一応独立した財団が経営するようになったことも重要である。当初、アメリカ聖公会の宣教師が大半を占めていたとはいえ、⁽¹⁰⁾次第に独立傾向をたどるようになったことも確かである。

おわりに

本稿では、一九二二年から一九三一年まで立教大学は聖公会教育財団、立教中学校はマキム個人の設立という形で、立教学院を構成する二つの学校が別々の経営主体に属していたことを指摘した。

このことは筆者が初めて発見したことではなく、かつてすでに明らかにされていたことであったが、なぜかその後引き継がれることなく、聖公会教育財団は立教学院

全体を経営していたという見解が広がっていった。

もちろん、歴史的に見ても学院や学園を名乗る多くの学校は、一つの経営体に所属することが一般的であり、一時的とはいえ別々の経営主体に所属していたということと自体が特異なことだったといえる。

また、本稿では聖公会教育財団に香蘭女学校や桃山中学校といった聖公会系の他の学校が傘下に入ったり入ろうとしたりし、財団法人立教学院成立以後も立教高等女学校や聖路加国際病院が立教学院に合併する動きが具体化していたことなどからも、「立教学院」という枠組み自体、固定化したものではなく、状況によってさまざまに可能性を持っていたということがうかがえるだろう。

この他にも所属各校が財政的に独立した、いわゆる独立採算性を長くとるなど、他に比べて特徴的なシステムは少なくない。どうしてこういう体制をとるようになったのか、というその来歴を探っていくことは、立教学院の特質を明らかにしていく鍵の一つにもなり得るだろう。

註

- (1) 大島宏「基督教主義ニヨル教育」から「皇国ノ道ニヨル教育」へ」老川慶喜、前田一男編著『ミッシヨン・スクールと戦争』（東信堂 二〇〇八年）。
- (2) 豊田雅幸「立教史散歩 立教大学の経営主体」『立教』二二八号 二〇一一年。

- (3) 中野実「昭和戦前期の私立大学―立教大学の場合―」『立教大学教育学科研究年報』三五号 一九九一年。
- (4) 「財団法人名称並ニ寄附行為変更認可ノ件」文部大臣官房総務課記録班分類文書『東京ローンテニスクラブ、立教学院（昭6. 10）昭31. 11』（平8文部00030100）〔独立行政法人国立公文書館所蔵〕（以下、「文部省文書」と略称）。
- (5) 「聖公会教育財団資産目録」文部省文書『教育楽器調正会、清和女塾、聖公会神学院（解散）（昭4. 12）昭33. 12』（平4文部00829100）。
- (6) 「位置変更認可ノ件」文部省文書『中学校設置廢止認可 東京都冊七』（昭47文部01742100）。
- (7) 「中学校設立者及名称変更ノ件」同右。
- (8) 「財団法人立教学院成る」『立教学院校友会報』（三号 一九三二年）〔立教大学立教学院史資料センター所蔵〕。
- (9) キリスト教学校教育同盟百年史編纂委員会編『キリスト教学校教育同盟百年史 資料編』（キリスト教学校教育同盟 二〇一二年）三五―三五六頁。
- (10) 松平惟太郎「聖公会神学院史」『神学の声』（第三卷一号 一九五六―年）九頁。
- (11) 「財団法人聖公会教育財団寄附行為」前掲『東京ローンテニスクラブ、立教学院（昭6. 10）昭31. 11』。
- (12) 前掲「財団法人聖公会教育財団寄附行為」。
- (13) 長橋政太郎編『香蘭女学校四十年史』（香蘭女学校 一九二八年）六頁（文部省文書『香蘭女学校、聖学院財団法人、果園学舎（昭5. 5）昭25. 11』（平5文部01459100））。
- (14) 「財団法人聖公会教育財団第二十四回理事会決議録写」同右。

- (15) 桃山学院百年史編纂委員会編『桃山学院百年史』(学校法人桃山学院 一九八七年) 二一〇～二二三、二一九～二二三頁。
- (16) 立教女学院編『立教女学院百年史資料集』(立教女学院 一九七八年) 一五八頁。
- (17) 立教学院八十五年史編纂委員会編『立教学院八十五年史』(学校法人立教学院事務局 一九六〇年) 三七三頁。
- (18) 老川慶喜「医学部設置構想と挫折」前掲『ミッション・スクールと戦争』。
- (19) 「財団設立許可ノ件申請」前掲『教育楽器調正会、清和女塾、聖公会神学院(解散)(昭4. 121昭33. 12)』。
- (20) 立教学院百二十五年史編纂委員会編『立教学院百二十五年史 資料編 第1巻』(学校法人立教学院 一九九六年) 四〇四、四〇七頁。